

基礎法学の学習により得られる一般的素養は、現代実定法の在り方を相対化する広い視野が開かれ、法現象の基礎にある諸問題の学際的・多角的な理解が得られることがある。詳しく言えば、法哲学の学習により社会の規範秩序としての法の根本的な特質と理念や法学の認識論的基礎の哲学的理解が深まり、実定法を批判的に吟味する能力が磨かれる。

法社会学の学習により、実証社会学・理論社会学の分析方法を法現象に応用する能力が磨かれ、法と社会的現実との相違・相互作用関係の理解が深められる。

法史学の学習により法の歴史的変遷を展望して現行法の諸原理の由来の理解を深め、現行法が「他でもありえた」可能性や、「今後、他でもありうる」可能性を自覚できる。

比較法学の学習により、日本法とそのモデルとなった外国法や他の社会的背景を異にする外国法との異同を自覚し、日本法・外国法双方の特色、さらに様々な社会における文化と法との相互関係について理解が深められる。